

栃木県規則第六十四号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成十一年栃木県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(適用除外)  <b>第四条 略</b>                      2～5 略</p> <p>6 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 車両に表示される広告物にあっては、左右側面部の表示面積はそれぞれ一平方メートル以内、後部の表示面積は〇・五平方メートル以内であること。ただし、自己の所有する車両に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>三 船舶に表示される広告物にあっては、一件につき縦〇・五メートル以下、横一米ートル以下であり、一の船舶につき三件以内であること。ただし、自己の所有する船舶に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>7～11 略</p>		<p>(適用除外)  <b>第四条 略</b>                      2～5 略</p> <p>6 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 車両又は船舶に表示される広告物にあっては、一件につき縦〇・五メートル以下、横一米ートル以下であり、一の車両又は船舶につき三件以内であること。ただし、自己の所有する車両又は船舶に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>7～11 略</p>	

別表第一中

鉄バス 道ス 車両及 び路 線	位置		表示 方法	
	左右側面 部及び 前後部 (路 線バス にあつ ては、 左右側 面部及 び後部 に限る。 )	左右側面 部及び 前後部 (路 線バス にあつ ては、 左右側 面部及 び後部 に限る。 )	左右側面 部及び 前後部 (路 線バス にあつ ては、 左右側 面部及 び後部 に限る。 )	左右側面 部及び 前後部 (路 線バス にあつ ては、 左右側 面部及 び後部 に限る。 )
交通安全 の妨げと なるおそ れのない 構造及び 位置であ ること。	交通安全 の妨げと なるおそ れのない 構造及び 位置であ ること。	交通安全 の妨げと なるおそ れのない 構造及び 位置であ ること。	交通安全 の妨げと なるおそ れのない 構造及び 位置であ ること。	
大ス 型を除 く車	左右側面 部にあ つては 5平方 メートル 以内、 後部に あつて は1平	左右側面 部にあ つては 5平方 メートル 以内、 後部に あつて は1平	左右側面 部にあ つては 5平方 メートル 以内、 後部に あつて は1平	

方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	上記以外の車両		
						数量	規格	示法
左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。

方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	方メートル以内	鉄道車両		
						位置	示法	位置
左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

改正後	改正前								
<p><b>別表第3</b> (第4条、第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1377 167 1921 767"> <tr> <td data-bbox="1496 167 1921 252">位置</td> <td data-bbox="1496 252 1921 767">           1 車両（鉄道車両を除く。）に表示される広告物（条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条第2項第2号の2の公共的団体が公共的目的をもって車両に表示するものに限る。）及び鉄道車両に表示される広告物にあつては、左右側面部及び前後部            2 上記以外の広告物にあつては、左右側面部及び後部         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1377 167 1496 252">表示方法</td> <td data-bbox="1377 252 1496 767">           交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。         </td> </tr> </table>	位置	1 車両（鉄道車両を除く。）に表示される広告物（条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条第2項第2号の2の公共的団体が公共的目的をもって車両に表示するものに限る。）及び鉄道車両に表示される広告物にあつては、左右側面部及び前後部 2 上記以外の広告物にあつては、左右側面部及び後部	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	<p><b>別表第3</b> (第4条、第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1727 820 1921 1422"> <tr> <td data-bbox="1845 820 1921 904">位置</td> <td data-bbox="1845 904 1921 1422">左右側面部及び前後部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1727 820 1845 904">表示方法</td> <td data-bbox="1727 904 1845 1422">交通の安全の妨げのおそれのない構造及び位置であること。</td> </tr> </table>	位置	左右側面部及び前後部	表示方法	交通の安全の妨げのおそれのない構造及び位置であること。
位置	1 車両（鉄道車両を除く。）に表示される広告物（条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条第2項第2号の2の公共的団体が公共的目的をもって車両に表示するものに限る。）及び鉄道車両に表示される広告物にあつては、左右側面部及び前後部 2 上記以外の広告物にあつては、左右側面部及び後部								
表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。								
位置	左右側面部及び前後部								
表示方法	交通の安全の妨げのおそれのない構造及び位置であること。								

**附 則**

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に栃木県屋外広告物条例（昭和三十九年栃木県条例第六十四号）又はこの規則による改正前の栃木県屋外広告物条例施行規則の規定により適法に表示されている広告物（車両に表示されるものに限る。）に係る改正後の第四条第六項の規定の適用については、この規則の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

（都市計画課）